

令和8年度産業廃棄物関係行政検査等分析業務仕様書

1 検査内容等

(1) 検査の種類、分析項目及び予定検体数

	検査の種類	検査項目	予定検体数
1	水質検査（公共用水域及び処分場放流水）	別紙のとおり	10検体
2	水質検査（処分場関係地下水及び浸透水）	別紙のとおり	20検体
3	溶出又は含有試験（固形物・汚泥等）	別紙のとおり	3検体

※ 検体数は予定数量であり、変更することがある。

※ 検査項目は、標準的な項目を掲げているものであり、検体により増減することがある。

※ 契約は検査の種類ごとの単価契約とする。

(2) 検査方法

受託者自らが検査するものとし、検査方法は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法令の規定によるものとする。

また、定量下限値については、各検査項目に係る基準値の1/2以下とする。

2 検体の搬入等

(1) サンプルング（検体）容器の貸出方法

受託者は、岡山県県民局環境課から依頼のあった検査に必要なサンプルング容器及びサンプルング機材を、同課の指定する場所に搬入（送付又は持ち込み）する。

なお、受託者は、上記1(1)に記載する検査の種類ごとのサンプルング容器及びサンプルング機材を、受託者の所在地に適当なセット数を準備しておくものとする。

(2) 検体の搬入方法

検体の搬入は、原則として、受託者が県民局から収集することにより行う。（県民局職員による直接搬入又は送付による搬入もある。）

なお、(1)(2)とも、送付に係る経費については、受託者の負担とする。

3 検査結果の報告方法等

検査結果の報告方法及び時期は、岡山県が別に指示する方法により行うものとする。

4 その他

(1) 検査記録は取りまとめておき、提出を求めた場合に、速やかに提出できること。

(2) 検査の結果、異常値（岡山県が別に定める）が検出された場合は、直ちに、検査を依頼した県民局環境課にその旨を連絡するものとする。

(3) 検査終了後15日間は検体を保存しておくものとし、分析の再確認のため、再検査等を求められた場合は、これに応じること。

(4) 上記2(2)で、検体を受託者が県民局から収集する際、検査対象に係る当該業務以外の検体の県環境保健センター（岡山市南区内尾739-1）までの運搬を指示する場合があるので、受託者の負担により応じること。

(5) この仕様書について疑義が生じたとき及びこの仕様書に定めのない事項については、岡山県（循環型社会推進課）と受託者が協議して定める。